

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年新潟県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別記様式第3号（第8条関係） 意見照会書 (略) 新潟県公安委員会 <u>(公印省略)</u> (略)	別記様式第3号（第8条関係） 意見照会書 (略) 新潟県公安委員会 <u>印</u> (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。